

令和 7 年

第 6 回 赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 7 年 6 月 2 0 日（金） 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和 7 年第 6 回 赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告 8	令和 6 年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について
報告 9	専決処分の報告について
専第 2 号	文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について
専第 3 号	赤穂市社会教育委員の委嘱について
専第 4 号	赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について
専第 5 号	赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について
専第 6 号	赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱について
第 2 1 号議案	赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 夏季休業中における生徒指導について (3) 「学校給食センター探検隊」のお知らせ

報告 8

令和 6 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について

令和 6 年度赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和 6 年 度

学校給食会会計歳入歳出決算書

赤穂市立学校給食会
赤穂市立学校給食センター

令和6年度 赤穂市学校給食会会計歳入歳出決算書

(単位 円)

歳入

款 項	目	予 算				現 計	額		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節 金 額								
					区 分		金 額						
1給食費		222,160,000	△ 6,249,000	215,911,000				216,097,178	215,138,694	0	958,484		
	1給食費	222,156,000	△ 6,288,000	215,868,000				215,365,899	215,075,743		290,156		
					1園 児 給食費	30,536,000		30,546,503	30,546,503		0	第3子以降完全無償化 園児 3,462,301 児童 10,940,618 生徒 2,067,906 16,470,825 全児童等一部無償化 園児 2,463,002 児童 10,068,769 生徒 4,899,674 17,431,445	
					2児 童 給食費	114,749,000		114,657,359	114,480,023		177,336		
					3生 徒 給食費	70,583,000		70,162,037	70,049,217		112,820		
							731,279	62,951	0	668,328			
	2過年度 給食費	4,000	39,000	43,000			43,000	731,279	62,951		668,328		
2補助金		653,000	1,310,000	1,963,000				1,854,794	1,854,794			地産地消推進 629,519 米飯高騰分 園児 118,162 児童 667,068 生徒 440,045 1,225,275	
	1補助金	653,000	1,310,000	1,963,000	1補助金	1,963,000		1,854,794	1,854,794				
3繰越金		1,000	1,415,000	1,416,000				1,415,702	1,415,702				
	1繰越金	1,000	1,415,000	1,416,000	1繰越金	1,416,000		1,415,702	1,415,702				
4雑収入		16,000	8,000	24,000				52,000	52,000				
	1雑収入	16,000	8,000	24,000	1雑収入	24,000	24,000	52,000	52,000				
歳 入 合 計		222,830,000	△ 3,516,000	219,314,000				219,419,674	218,461,190	0	958,484		

歳 出 (単位 円)

款 項	目	予 算				現 額			支出済額	不 用 額	備 考
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節						
					区 分	金 額					
1給食費		222,808,000	△ 3,516,000	219,292,000					217,821,430	1,470,570	
	1事務費	1,114,000	△ 184,000	930,000					456,110	473,890	
					1役務費	930,000			456,110	473,890	口座振替等手数料 456,110
	2事業費	221,694,000	△ 3,332,000	218,362,000					217,365,320	996,680	
					1需用費	1,201,000			1,138,911	62,089	消耗品費 1,138,911 印刷製本費 0
					2原材料費	217,161,000			216,226,409	934,591	主食費 54,092,190 牛乳費 51,078,733 副食材料費 111,055,486
2予備費		22,000	0	22,000					0	22,000	
	1予備費	22,000	0	22,000		1予備費	22,000		0	22,000	
歳 出 合 計		222,830,000	△ 3,516,000	219,314,000					217,821,430	1,492,570	

収入合計	218,461,190 円
支出合計	217,821,430 円
差引残額	639,760 円(令和7年度へ繰越し)

1 学校園別喫食状況一覧表

令和6年度
(単位 日)

(1) 喫食日数

校 園 名	計 画 日 数	月 別 喫 食 日 数 (実 績)												年 間 合 計	計 画 と の 差
		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
中 学 校	赤 穂	173	10	20	18	11	17	21	17	15	15	17	12	173	0
	赤 穂 西	173	10	19	18	11	17	21	17	15	15	17	12	171	△ 2
	赤 穂 東	173	10	19	18	11	17	21	17	15	15	17	12	171	△ 2
	坂 越	173	10	20	17	11	17	21	16	15	15	16	12	170	△ 3
	有 年	173	10	19	17	11	17	20	17	15	15	16	12	168	△ 5
	赤 穂	186	12	20	19	13	17	22	20	16	15	18	12	184	△ 2
小 学 校	城 西	186	12	20	19	13	17	22	20	16	15	18	12	184	△ 2
	塩 屋	186	12	20	19	13	17	22	20	16	15	18	12	184	△ 2
	赤 穂 西	186	12	20	19	13	17	22	20	15	15	18	12	183	△ 3
	尾 崎	186	12	20	19	13	17	22	20	15	15	18	12	183	△ 3
	御 崎	186	12	20	19	13	17	22	20	16	15	18	12	184	△ 2
	坂 越	186	12	20	19	13	17	22	20	16	15	18	12	184	△ 2
	高 雄	186	12	19	20	13	17	22	20	16	15	18	12	184	△ 2
	有 年	186	12	20	19	13	17	22	20	16	15	18	12	184	△ 2
	原	186	11	20	19	13	16	22	20	15	15	18	12	181	△ 5
	赤 穂	174	4	21	20	13	17	22	20	15	14	18	10	174	0
	城 西	174	4	21	20	13	17	20	19	15	14	18	10	171	△ 3
	塩 屋	174	4	21	20	13	17	22	19	15	14	18	10	173	△ 1
幼 稚 園	赤 穂 西	174	4	21	20	12	17	20	19	15	14	17	10	169	△ 5
	尾 崎	174	4	21	20	13	17	22	19	14	14	18	10	172	△ 2
	御 崎	174	4	21	20	13	17	22	18	15	14	18	10	172	△ 2
	坂 越	174	4	21	20	13	17	20	19	15	14	18	10	171	△ 3
	高 雄	174	4	20	20	13	17	20	19	15	14	18	10	170	△ 4
	有 年	174	4	21	20	13	17	19	20	15	14	18	10	171	△ 3
	原	174	4	21	20	13	16	20	19	15	14	18	10	170	△ 4
	小 学 部	173	11	21	19	11	16	21	20	15	15	15	9	173	0
特 支	中 高 等 部	173	11	21	19	11	16	21	20	15	15	15	9	173	0
	センター	188	12	21	20	13	17	22	20	16	15	18	13	187	△ 1

(2) 喫食延人員

校 園 名	月 別				喫 食				延				人			年 間 合 計
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月				
中 学 校	赤 穂	3,642	6,243	6,412	3,986	6,120	6,842	5,962	5,351	5,295	5,486	3,454	58,793			
	赤 穂 西	2,911	5,025	5,191	3,179	4,627	5,656	4,796	4,338	4,318	4,532	2,767	47,340			
	赤 穂 東	3,442	5,744	6,224	3,792	5,531	6,627	5,876	5,070	5,156	5,386	2,961	55,809			
	坂 越	1,385	2,618	2,241	1,515	2,363	2,625	2,215	2,069	2,030	2,109	1,420	22,590			
	有 年	608	1,075	1,033	671	973	1,156	1,016	927	922	964	602	9,947			
小 計	11,988	20,705	21,101	13,143	19,614	22,906	19,865	17,755	17,721	18,477	11,204	194,479				
小 学 校	赤 穂	4,962	8,277	7,871	5,404	7,052	8,596	8,234	6,642	6,228	7,497	4,995	75,758			
	城 西	4,134	6,897	6,522	4,469	5,826	7,153	6,793	5,461	5,085	6,097	3,899	62,336			
	塩 屋	5,026	8,358	7,934	5,439	7,115	8,806	8,259	6,710	6,293	7,565	5,042	76,547			
	赤 穂 西	799	1,315	1,229	851	1,121	1,396	1,185	980	989	1,176	765	11,806			
	尾 崎	4,432	7,225	7,027	4,810	6,271	8,033	6,902	5,461	5,485	6,654	4,344	66,644			
	御 崎	2,494	4,122	3,948	2,668	3,552	4,300	4,096	3,311	3,107	3,727	2,439	37,764			
	坂 越	2,449	4,079	3,846	2,649	3,441	4,363	3,887	3,198	3,029	3,632	2,419	36,992			
	高 雄	990	1,581	1,643	1,078	1,405	1,785	1,554	1,341	1,251	1,502	1,004	15,134			
	有 年	576	958	938	635	832	1,066	917	781	716	886	584	8,889			
	原	598	1,081	1,019	706	833	1,177	1,028	822	829	1,001	653	9,747			
小 計	26,460	43,893	41,977	28,709	37,448	46,675	42,855	34,707	33,012	39,737	26,144	401,617				
幼 稚 園	赤 穂	376	2,545	2,550	1,618	2,159	2,604	2,472	1,875	1,702	2,197	1,250	21,348			
	城 西	276	1,449	1,380	897	1,190	1,407	1,321	1,035	966	1,242	690	11,853			
	塩 屋	532	3,477	3,435	2,167	2,910	3,520	3,276	2,567	2,382	3,080	1,710	29,056			
	赤 穂 西	60	315	300	180	255	300	294	225	210	255	150	2,544			
	尾 崎	432	2,948	2,975	1,887	2,514	3,166	2,659	2,047	2,048	2,614	1,445	24,735			
	御 崎	192	1,008	941	611	804	1,066	846	705	659	846	470	8,148			
	坂 越	360	1,890	1,801	1,170	1,516	1,793	1,691	1,350	1,260	1,620	900	15,351			
	高 雄	72	360	360	234	324	377	342	270	252	324	180	3,095			
	有 年	40	210	201	130	170	190	184	135	140	180	100	1,680			
	原	52	273	260	169	224	280	266	210	196	234	130	2,294			
小 計	2,392	14,475	14,203	9,063	12,066	14,703	13,351	10,419	9,815	12,592	7,025	120,104				
特 支	小 学 部	711	1,309	1,216	668	1,024	1,284	1,230	934	945	841	567	10,729			
	中 高 等 部	1,378	2,703	2,194	1,262	2,154	2,701	2,567	1,859	1,973	1,943	977	21,711			
	小 計	2,089	4,012	3,410	1,930	3,178	3,985	3,797	2,793	2,918	2,784	1,544	32,440			
	セクター	513	892	822	530	695	889	805	660	618	733	521	7,678			
合 計	43,442	83,977	81,513	53,375	73,001	89,158	80,673	66,334	64,084	74,323	46,438	756,318				

2 令和6年度 実施献立一覧表

(単位 回)

献立内容	1学期	2学期	3学期	合計
(1)汁物	50	60	35	145
(2)煮物	23	19	15	57
(3)和え物	51	58	35	144
(4)麺類	5	6	6	17
(5)炒め物	8	15	6	29
(6)ゆで物	11	10	6	27
(7)焼き物	25	26	14	65
(8)揚げ物	19	23	14	56
(9)果物	4	7	3	14
(10)その他	14	20	15	49
(11)パン	14	16	9	39
(12)米飯	52	59	37	148
合 計	276	319	195	790

3 令和6年度 栄養の摂取状況

区 分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂 質 (%)	食塩相当量 (g)	カルシウム (mg)	マグネシウム (mg)	鉄 (mg)	亜 鉛 (mg)	ビタミンA (μgRAE)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)	ビタミンC (mg)	食物繊維 (g)
中 学 校	赤穂市平均	15.2	26.2	2.9	375	110	3.7	3.7	247	0.78	0.58	27	5.0
	文科省基準	13～20	20～30	2.5未満	450	120	4.5	3.0	300	0.50	0.60	35	7.0以上
小 学 校	赤穂市平均	15.9	28.5	2.5	352	93	3.1	3.1	218	0.61	0.52	23	4.1
	文科省基準	13～20	20～30	2未満	350	50	3.0	2.0	200	0.40	0.40	25	4.5以上
幼 稚 園	赤穂市平均	16.5	30.4	2.0	339	74	2.4	2.4	180	0.46	0.46	20	3.2
	文科省基準	13～20	20～30	1.5未満	290	30	2.0	1.0	190	0.30	0.30	15	3.0以上

※ たんぱく質と脂質の％はエネルギー比

報告 9

専決処分の報告について

- | | |
|--------|---------------------------|
| 専第 2 号 | 文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について |
| 専第 3 号 | 赤穂市社会教育委員の委嘱について |
| 専第 4 号 | 赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について |
| 専第 5 号 | 赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について |
| 専第 6 号 | 赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱について |

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 7 年 6 月 20 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第 2 号

文化会館舞台照明設備改修工事請負契約の締結について

令和 7 年 6 月 4 日入札執行の文化会館舞台照明設備改修工事について、次のとおり請負契約を締結した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 6 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

1	工 事 名	文化会館舞台照明設備改修工事
2	工 事 箇 所	赤穂市中広地内
3	契 約 方 法	電子入札システム条件付き一般競争入札
4	請 負 金 額	1 8 9 , 2 0 0 , 0 0 0 円
5	工 期	着工 令和 7 年 6 月 1 3 日 完工 令和 8 年 2 月 2 7 日
6	契約の相手方	赤穂市元町 2 番地の 2 4 株式会社山川電気工業所 代表取締役 樽 家 真 人

専第 3 号

赤穂市社会教育委員の委嘱について

本市社会教育委員は、令和 7 年 5 月 31 日をもって任期満了につき、その後任として社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 6 月 1 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第 4 号

赤穂市公民館運営審議会委員の委嘱について

本市公民館運営審議会委員は、令和 7 年 5 月 31 日をもって任期満了につき、その後任として社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 6 月 1 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第 5 号

赤穂市民会館運営審議会委員の委嘱について

本市市民会館運営審議会委員は、令和 7 年 5 月 31 日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市民会館条例（昭和 49 年赤穂市条例第 12 号）第 17 条第 2 項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 6 月 1 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

専第 6 号

赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱について

本市部活動地域移行協議会委員の辞任に伴い、その後任として赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱（令和 5 年赤穂市教育委員会訓令甲第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 6 年赤穂市教育委員会規則第 4 条）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 6 月 1 日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 2 1 号 議 案

赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する
条例の制定について

赤穂市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、その意見を求める。

令和 7 年 6 月 2 0 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第
4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての
意見の申出に関する事件に該当するため非公開

その他

- (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について
- (2) 夏季休業中における生徒指導について
- (3) 「学校給食センター探検隊」のお知らせ

(1) の関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開

(公 印 省 略)
赤 教 学 号
令 和 7 年 月 日

学 校 園 長 様

赤 穂 市 教 育 長

令和7年度 夏季休業中における生徒指導について（通達）

生徒指導の根幹は幼児児童生徒理解であり、信頼関係の構築や予防的かつ成長を促す指導に重点を置かなければなりません。日頃の学校園生活において、幼児児童生徒と関わることをとおして、人としての生き方の範を示し、多様な価値観に触れさせ、成長を促すことが肝要です。

夏季休業中の家庭生活は、自らの生き方を問い直し、1学期の学校生活を振り返るよい機会でもあります。しかし、日々の生活が不規則となり、生活習慣の乱れや問題行動を起こしやすい時期でもあります。そこで、家庭や地域での安心・安全な環境が確保されるよう積極的に働きかけるとともに、充実した生活を送ることができるよう指導することで、一層の信頼関係を構築する絶好の機会となることを願います。

家庭や地域での自律的な生活をとおして、子どもたちが2学期以降の生活に明るい希望もてるよう、自らを振り返り、自分を高める生活設計や目標を設定させることが重要です。教師による休業後の幼児児童生徒の活動の丁寧な検証は、子どもたちの前向きな意欲を喚起する上において非常に重要であります。

ついては、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた事故や問題行動に対する予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 夏季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が夏季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 交通事故と不審者、インターネットを介した犯罪被害等の未然防止指導をするとともに、事件や事故等に遭遇したときの適切な対応について指導する。
- 感染症予防のため、体調管理として十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等について指導し、生活習慣として手洗い・うがいの励行を指導する。また、幼児児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、

自宅で休養することを保護者に対しても周知、呼びかけを行う。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も活用し、休業期間を利用して家庭訪問（電話連絡）を行う等、実態を踏まえ適切な指導・支援に努める。

○課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問（電話連絡）等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。

○家庭訪問（電話連絡）等により保護者との情報交換を図り、幼児児童生徒との心のふれあいをとおして、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。

○家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外感を味わわせることがないよう努める。

○必要に応じて、タブレットを活用し、児童生徒の支援に努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

学校園から家庭・地域への情報発信をとおして適切な協力関係を構築する。また、親子の協働体験活動、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動への参加について奨励し、参加の際には、市内や地域の状況を確認した上で参加の可否について判断するよう各家庭に周知すること。

○家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調管理に十分留意するとともに、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

○部活動の実施については、体力や能力、特性の他、健康面、体調管理に十分に留意し、適切な休憩時間や休養日を設定し、効果的で無理のない練習を行う。

○部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 夏季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

○虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認、または疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行う。

○夏季休業中は海や川、プール等での水難事故が増加する傾向にあるため、水辺での事故防止のため、遊泳場所の確認、ライフジャケットの着用、複数人での行動、体調管理等を確実にを行う。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や夏季休業中の生活状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

○いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル【改訂版】（県教委 R7.3）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

○全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、幼児児童生徒が抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。

○量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。

○大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）や「オーバードーズ」（市販薬の過剰摂取）の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

ネット利用が原因で、日常生活の様々な支障やトラブルが発生している現状を踏まえ、利用についてのマナーやルール、そして危険性について改めて指導する。また、SNS（LINE、Instagram、Facebook、X 等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは「侮辱罪」として厳罰化されていることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

○情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。

○SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。

○ネット上の掲示板やSNS等にある「アルバイト募集」などの書き込みにだまされ、振り込め詐欺の「受け子」や「出し子」など、自覚なく犯罪に加担するなどの被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

○外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間に不要な外出をさせない。

○幼児児童生徒の携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。

○ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなど、対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、こども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

○虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て支援課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。

○学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

○児童生徒・家庭に「ひょうごっ子悩み相談」等の相談窓口の紹介を適宜行うこと。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒がさまざまな危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

○犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。

○被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。

○不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

○交通ルール遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。

○自転車に乗るときは、自転車安全利用5則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。

【自転車安全利用5則】

- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒は禁止
- ・ヘルメットを着用

※詳細は、警察庁、内閣府ホームページを参照

○令和6年11月1日の道路交通法改正により、

- ・スマートフォンなどを操作したり、傘を差したりしながらの「ながら運転」
- ・イヤホンを使用して安全な運転に必要な音声が聞こえない状態での運転
- ・「並進可」の道路標識がある道路以外での並進
- ・「二人乗り」

等が罰則の対象となっていることから、自転車運転時の安全指導を徹底する。

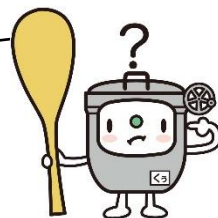
○通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、幼児児童生徒への指導を徹底する。

学校給食ができるヒミツを探れ！

学校給食センター探検隊

現・学校給食センターの探検は最後のチャンス！

参加者募集



普段、立ち入ることができない「調理場内」を見学し、どんなふうに給食ができるのかを見て、触れて、体験できる「探検ツアー」を開催します。

○期日 令和7年7月12日（土） 受付 9:30～9:50
見学 10:00～11:30（予定）

○場所 赤穂市立学校給食センター（坂越中学校北隣り）

募集

- ▼対象 赤穂市在住の小学生（3年生～6年生）
▼人数 30名程度 ・応募が多数の場合は、抽選となります。抽選の結果は7月4日（金）頃までに郵送でご案内します。

申込期間・方法

令和7年

6月16日（月）9:00から6月26日（木）16:00まで
・下記、問い合わせ先へ申込用紙を持参または必要事項をメール、FAXでご連絡ください。

問い合わせ先

〒678-0173 赤穂市浜市 739 番地
TEL: 0791-48-7151 FAX: 0791-48-1540
E-mail: kyusyoku@city.ako.lg.jp

■注意事項

- 給食センター内を歩くので動きやすい服装で来てください。
- 学校給食センターへの送迎は、保護者をお願いします。
- 駐車スペースに限りがありますのでご協力をお願いします。
- また、敷地内は一方通行としておりますので、係員の誘導に従ってください。
- 保護者（送迎者）の待機場所は設けておりません。終了後は受付場所でお迎えとなります。
- 安全確保の観点から、次のことについてご理解とご協力をお願いします。
 - 発熱や下痢等の症状がないよう体調管理をお願いします。参加者は、当日の受付時に健康チェック表へのご記入をお願いします。体調不良や発熱等がある場合は参加できません。
 - 手洗い、手指消毒、マスクの着用等をお願いすることがありますので、衛生管理・感染防止策にご協力をお願いします。
 - 申込書記載事項は、活動目的以外の利用、提供はしません。
 - 活動の様子（写真など）を広報等に掲載することがありますので、ご了承ください。

【持ち物】

- ・タオル ・上履き
- ・水分補給のための水筒

学校給食センター探検隊 申込書

小学校名	小学校	学 年	年 生
(フリガナ) 氏 名		生年月日 年 月 日	性 別 男・女
住 所	〒 赤穂市		
連 絡 先	保護者氏名	電話番号	